

令和 5 年 6 月 30 日現在

機関番号：72644  
 研究種目：若手研究  
 研究期間：2020～2022  
 課題番号：20K13550  
 研究課題名（和文）近世日本の非農業部門成長地域における小作契約の内容とその維持の方法に関する研究

研究課題名（英文）A study on the content of smallholding contracts and their maintenance methods in nonagricultural growth areas in early modern japan

研究代表者  
 萬代 悠（MANDAI, YU）  
 公益財団法人三井文庫・社会経済史研究室・研究員

研究者番号：00755093  
 交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：研究代表者がアルバイトを雇用しながら現大阪府堺市の「高林家文書」の整理を進めた結果、22箱分の目録を作成することができた。その点数は合計7,894点に達する。新型コロナウイルスの蔓延により、地主関係史料をすべて整理、分析することが叶わなかったが、2022年度までの整理作業において発見することが叶った救荒関係史料を用いて、豪農高林家の地主経営の一部と金融業、領主の公金貸付と救荒についての研究成果を発表することができた。そして、この作業を通して、高林家の居村赤畑村の人口や年貢率、高林家の自家資産、経営収支、本家・分家関係、所有地の石高・等級・課税率の高低などを解明した。

#### 研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究により、高林家の基礎情報を詳細に解明することができた。今後、この分析結果と整理した史料群をもとに、特定の地主の普通小作を選択、継続、停止、再開、放棄した小作人の世帯構成や経営規模をパネルデータ化し、小作人側の選択を規定する要因を解析することができる。一方、社会的意義については、歴史資料の大部分が戦災で失われた堺および堺近郊地域において、「高林家文書」を公開に向けて整理し分析することは、近世堺の地域史・経済史研究の進展を促すことが期待できる。そして、近世日本においてもとくに高度な非農業部門成長地域の実態解明に大きく貢献することにつながる。

研究成果の概要（英文）：As a result of the principal investigator's efforts to organize the Takabayashi Family Papers in Sakai City, now Osaka Prefecture, while employing a part-time worker, he was able to catalog 22 boxes. The total number of items reached 7,894. Due to the spread of the new strain of coronavirus, we were unable to organize and analyze all of the landowner-related documents, but we were able to present the results of our research on some of the landownership and financial operations of the Takabayashi family, who were wealthy farmers, and on loans of public funds and relief efforts. Through this work, we were able to elucidate the population and tribute rate of Akahata Village, the Takabayashi family's home village, the Takabayashi family's own assets, management balance, the relationship between the main and branch families, the amount of stones, grades, and taxation rates of their land holdings, and more.

研究分野：近世日本経済史

キーワード：近世畿内 土地法制 労働市場 地主経営 契約理論

## 1. 研究開始当初の背景

これまで研究代表者は、大阪府南部の地主旧家にある史料群を用いて、18世紀末以降の都市近郊農村の場合、農業部門の停滞と非農業部門の成長により、労働稀少化と農業部門から非農業部門への労働移動が発生したこと、当該地域に身を置く地主が地主として生き残るためには、市場を反映した適切な契約条件を提示し稀少な労働を調達する必要があったことを明らかにしてきた。しかし、労働移動の詳細な実態、小作人世帯の世帯員構成とその作付(耕作)面積、小作人世帯の労働配分状況を十分に解明できていない点が課題であった。

これに対し研究代表者が目を付けたのは、堺近郊の和泉国大鳥郡赤畑村(現大阪府堺市北区)の庄屋高林家である。18世紀の堺と近郊農村においては、綿布生産の有利化などにより、非農業への労働移動が起こっていた。先行研究によると、小作人の要求通り、地主は小作人と口頭契約を結び、小作人有利の条件を呑んでいたという(森杉夫(1980) 143-210頁)。これらをつまえると、堺と近郊農村においても、労働稀少化が発生し、小作人の留保利得は上昇していったと考えられる。その局内において、労働市場が逼迫していたといえる。

高林家は村内居住者だけで40~50人の小作人と契約を続け、分家を含めると明治を迎えても耕地を手放さなかった(中村(1968) 313-457頁)。したがって、高林家が、市場の変化をよく観察しながら、小作人利得を市場価格以上に設定し、小作人と口頭契約を構築し続けていたと想定できる。高林家は、小作人との小作契約構築を果たした地主の選択を解明するうえで、最適な研究対象となると思い至った。

「高林家文書」については、『堺市史続編』刊行の下準備として、1960年代に調査がなされた。その成果は『堺市古文書目録( )』(京都大学文学部国史研究室、1966年)に「高林誠一氏文書」(約1,000点)として報告されている。しかし、「高林家文書」を用いた先述の中村哲の研究を見ると、明らかに点数が少なかった。そこで研究代表者は、所蔵者の高林家当主に直接連絡をとり、調査と整理に携わることを許可された。

## 2. 研究の目的

近世畿内においては、逼迫した労働市場を所与の前提として、普通小作契約を、口頭契約によって維持する地主経営が支配的であった。小作人が特定の土地に執着を持たない普通地主小作関係を、労働市場が逼迫している状況において維持することは、質地小作関係の維持や、労働市場が逼迫していない状況における維持よりも困難であったはずである。にもかかわらず近世畿内の地主は、法の支配ではなく、口頭契約を選択していた。普通小作契約と労働市場逼迫という、地主にとって不利な条件を克服する口頭契約がいかに維持されたのか、それは説明されるべき、経済学的に重要な問いである。この問いの解明が本研究の目的である。

## 3. 研究の方法

まずは「高林家文書」の整理を進める必要がある。「高林家文書」は、現当主所有の蔵の長持や段ボールに保管されていた。研究代表者が蔵出しをし、大部なものなど一部を除いて文書箱に詰め替えたところ、その数は40箱に達した。そのうち、30箱が概ね17世紀から19世紀の史料であり、残り10箱は基本的に20世紀前半の史料である。研究代表者の当初の見立てによると、近世史料だけで1万点はあると予想した。

この「高林家文書」には、村内1戸1戸の経営面積、農業以外の就業状況、家族人数、住み込み農業労働者の雇人数と放人数が書き上げられた「村方作付反別諸業取調帳」が1840-50年代にわたって多数現存している。地主側の選択だけでなく、特定の地主の普通小作を選択、継続、停止、再開、放棄した小作人の世帯構成や経営規模をパネルデータ化し、小作人側の選択を規定する要因をも解析することにより、非農業部門成長地域における小作人の行動原理も把握しようとする点に、本研究の独創性がある。ただし、「高林家文書」の未整理近世史料は約1万点以上に及ぶため、アルバイトを雇いながら整理を進める。状況に応じて、堺市立図書館所蔵史料の調査・撮影を行う。

## 4. 研究成果

### (1)史料整理状況

2020~2021年度においては、新型コロナウイルス蔓延の影響により、職場では時短勤務になり、アルバイト雇用や出張に関しても制限がなされたので、当初の計画よりも整理と分析が遅れることになったが、点検・清掃が完了した史料については目録作成が概ね順調に進んだ。研究代表者がアルバイトを雇用しながら「高林家文書」の整理を進めた結果、22箱分の目録を作成することができた。その点数は合計7,894点に達する(ただし、煩雑を避けるために細かい断簡等は一括で1点としている)。内訳は、箱A(181点)箱B(345点)箱C1(285点)箱C2(476点)箱D1(516点)箱D2(270点)箱E(209点)箱F(580点)箱J5箱分(882点)箱K4箱分(1,874点)箱K3箱分(1,287点)箱L2箱分(989点)である。

以下、箱ごとの史料の特徴を列記する。箱Aには、19世紀中頃の大和国・和泉国・播磨国の

入用割帳、19世紀前半から中頃の地域的入用関係史料、箱Bには、19世紀中頃の悉皆調査関係史料、検見関係史料、「取締役」関係史料、箱C1には、19世紀前半の訴訟願書留帳、申渡・触請書関係史料、19世紀中頃の悉皆調査関係史料、箱C2には、19世紀前半の国訴関係史料、19世紀中頃の社倉・夫食関係史料、産物・余業調査関係史料、箱D1には、18世紀の土地台帳、19世紀前半の「取締役」関係史料、19世紀中頃の地域的入用関係史料、箱D2には、村絵図、19世紀中頃の小作未進書抜帳、18世紀の田畑調査記録、19世紀後半の諸届・書簡類、箱Eには19世紀後半の地租改正関係史料、19世紀後半の戸長役場関係史料、19世紀前半から中頃の作付反別関係史料、箱Fには、18世紀から19世紀の譲請証文類、質物証文類、貸付証文類、箱Jには、19世紀中頃の悉皆調査関係史料、19世紀前半から19世紀中頃の役印取遣控帳、17世紀および19世紀後半の地並帳・名寄帳、19世紀前半の五人組帳、19世紀後半の戸籍帳、18世紀の御触書願書留帳、19世紀後半の廻状・布令関係史料、19世紀前半から19世紀中頃の村方請印帳、18世紀から19世紀中頃の申渡・触請書関係史料、19世紀前半から19世紀中頃の村小入用関係史料、19世紀中頃の赤畑村社倉困初関係史料、近世の人別送り状、19世紀後半の諸入費関係史料、19世紀中頃の正米出入勘定帳、19世紀前半の家賃取立帳、19世紀の婚礼諸記録史料、18世紀から19世紀の下作宛米帳、19世紀後半から20世紀前半の雇用労働関係史料、箱Kには、19世紀前半から19世紀中頃の御触書御廻状留帳、19世紀中頃の村小入用関係史料、19世紀中頃の「取締役」取次関係史料、18世紀から19世紀の宗門人別改帳、19世紀前半の公務礼節雑記、18世紀から19世紀の宗門人別改帳、近世の人別送り状、万代八幡宮関係史料、冥加献金関係史料、19世紀中頃の江戸書状類、19世紀中頃の御用状類、19世紀中頃の御救米関係、19世紀前半の社倉関係史料、19世紀後半の証書類、豪農・村役人同士の廻状・書状類、戸長・地主同士の書簡類、箱Lには、18世紀後半から19世紀前半の村入用関係史料、19世紀前半の御用留類、豪農・村役人同士の書状類などがある。このほか箱Iの史料についても史料番号を付したが、いくつかの遺書類を除いて目録作成までは至っていない。

ただし、先述したように、新型コロナウイルスの蔓延により、2020年度からの史料の点検・清掃作業、そして整理・分析作業に遅れが生じたので、最終年度の2022年度においても地主関係史料をすべて整理、分析することが叶わなかった。しかも、22箱分の史料目録を作成した時点で約8,000点の史料を確認することができ、予想していた1万点を大きく超える規模になりそうであることが、研究期間内での地主関係史料の悉皆調査を困難にした。「村方作付反別諸業取調帳」についても、断簡や下書類が様々な袋や封筒に多数収められており、嬉しい悲鳴ではあるが、最終年度時点で当該関連史料の整理、分析を行うことができなかった。

とはいえ、不幸中の幸いにも、2022年度までの整理事業において発見することが叶った救荒関係史料を用いて、豪農の地主経営の一部と金融業、領主の公金貸付と救荒についての研究成果を発表することができた(萬代(2023))。次に述べるように、この作業を通して、赤畑村と高林家の地主経営の基礎情報についての理解を深めた。

## (2) 分析結果

高林家が居住した赤畑村については、宝暦13年(1753)から清水家、寛政7年(1795)から京都二条代官、文政7年(1824)から清水家、安政2年(1855)から幕末まで大坂鈴木町代官が支配した。赤畑村は堺近郊に位置した平野部農村であり、村高は351.753石で、台帳面積は25町9反2畝余であった(中村(1968) 292-303頁)。

赤畑村の人口は、1830年代後半の凶作(天保の飢饉)で一時的に減少したが、概ね増加傾向にあった。大坂の人口は18世紀末から減少し、堺の人口も18世紀から減少傾向を示し続けたことをふまえると、和泉北部においては、とくに農村中心的な成長が見られたといえる。一方、赤畑村の家数は、全体として漸増傾向を示し、とくに無高の増加傾向が顕著であった。無高の割合は、安永10年(1781)時点で50%程度であったが、文政7年(1824)に60%、安政6年(1859)には70%程度に上昇した(各年の「宗門御改帳」)。

赤畑村の年貢率は、幕領時代の元禄元年(1688)～宝暦12年(1762)には年間平均32.7%、清水領時代の宝暦13年～寛政6年(1794)には年間平均28.9%、幕領時代の寛政7年～文政6年(1823)には年間平均30.1%、清水領時代の文政7年～安政元年(1854)には年間平均29.3%、幕領・堺領時代の安政2年～明治元年(1868)には年間平均30.4%であり、18世紀中頃までに比べて18世紀後半以降は総じて低く、概ね横ばいであった。享保13年(1728)頃に定免が採用されたが、1740～50年代には幕府の年貢増徴策によって検見取に戻った。清水領時代には、1740～50年代よりも低率の検見取が多くなり、ときおり数年間の定免が実施された。寛政4年(1792)以降、数年間更新の定免が基本となったが、破免による検見取も多く実施され、とくに1820年代以降の破免実施年は10回に及んだ(各年の「免定」、「御年貢可納納付之事」)。

土地生産性(1反当たり石)については、同じく清水領の和泉国泉郡助松村(現大阪府泉大津市)田中家の場合、反収は18世紀前半から概ね2.0～2.5石を維持し、高い水準を示した(泉大津市史編さん委員会編(1998) 234-235頁)。19世紀については不明だが、19世紀前半の赤畑村高林家の反収が概ね2.0～2.8石を示したことをふまえると(中村(1968) 407頁)、18世紀から19世紀にかけて和泉領知の地主反収は緩やかに生産性向上を維持したといえる。

高林家は地主経営を軸とし、金融活動も展開していた。たとえば、文化10(1813)年12月時点においては、高林清左衛門が自家資産の店卸しを記録した帳面が現存している。これによると、高林家は、銀10貫406匁余の在庫・売掛資産を、銀118貫541匁余の金融資産を所

有し、不動産については 居村の赤畑村、近隣の西村、梅村、高田村、土師村等に石高 311 石余の土地を所有した大地主であった。高林家が小作に出した宛米高は合計 400 石余に及び、手作地・小作地からの地主徳米（手作の場合には収穫米から年貢諸役を、小作の場合には小作料から年貢諸役を差し引いた残余）は年間 202.56 石（1 石当たり銀 61 匁で銀 12 貫 356 匁余）を示したという（文化 10 年「納戸方記録帳」高林 J-226）。和泉国日根郡畠中村（現大阪府貝塚市）の要源太夫家の場合、小作地の宛米高は最大 300 石程度であったから（萬代（2019）231-233 頁）高林家は要家を超える規模の地主であったことになる。

文化 10 年（1813）11 月、高林清左衛門玄良（61 歳）は、長男雅五郎に本家の家督を譲ることを発表し、次男民之進には分家を興すよう指示した。ただし、分家相続金を用意するため、文化 11 年から文政 6 年（1823）までの 10 年間、雅五郎が毎年銀 2 貫 500 匁を月利 0.5% で運用すること、銀 32 貫目（毎年 2 貫 500 匁積み立ての複利計算）に増やしたところで、これを民之進に渡して分家を興すべきことを付言した。当該 10 年間においては、民之進は本家同居にて篤実に世話する役目を負い、文政 6 年に至って名実ともに分家することになった（文化 10 年「遺書」高林 I-74-11）。文化 13 年（1816）12 月の財産分与目録によると、雅五郎は、石高 80 石程度の田畑、銀 25 貫目のほか、諸道具 1 通、飯米 10 石、真搗麦 1 石、麦安 4 石、実綿 150 斤、油 0.2 石、塩 1 駄、味噌 1 桶、醤油 0.5 石、黍 1 本、蕈 100 枚、野道具 1 通、牛 1 疋を民之進に譲渡することを約束した（文化 13 年「覚」高林 I-74-11-4）。

なお、文化 6 年（1809）頃、高林清左衛門玄良は三男の藤三郎を大坂江戸堀三丁目の伝法屋五左衛門家の養子に出していた。文政 4 年（1821）2 月には、藤三郎（26 歳）が五左衛門家の家督を相続することになった。このとき清左衛門玄良と雅五郎は、藤三郎養母の伝法屋たみに対し、藤三郎が不行跡で過失も認めない場合には、藤三郎を家長から追放してもよいことを約束した。藤三郎自身もこれに承諾した（文政 4 年「差入申一札之事」高林 J-74-13-29）。高林家においても、家長が不行跡の場合、家族・親類が当該家長を強制的に隠居させる「家」制度が採用されていたことを示唆する（萬代（2021））。

文久 3 年（1863）10 月時点の記録によると、高林家（本家）は、居村の赤畑村には石高 123.502 石（不明分 1 筆）台帳面積 9 町 7 畝 2 歩、隣村の高田村には石高 30.879 石（不明分 3 筆）台帳面積 2 町 4 反 2 畝 28 歩（不明分 3 筆）梅村には石高 18.557 石、台帳面積 1 町 4 反 9 畝 15 歩、西村には石高 38.304 石、台帳面積 2 町 9 反 6 畝、土師村には石高 19.317 石、台帳面積 1 町 3 反 8 畝 19 歩の土地を所有していた（文久 3 年「赤畑村・高田村・梅村・西村・土師村所持田畑高反別徳米勘定帳」高林 E-101）。これらの合計は、石高 230.559 石、台帳面積 17 町 3 反 4 畝 4 歩に達する。文政 6 年（1823）に石高 80 石程度の土地が分与されたことをふまえると、高林家（本家）は緩やかに経営拡大を果たしていたといえる。

文久 3 年 10 月時点の田畑の等級を見ると、高林家は概ね中級以上の田畑を所有していたが、赤畑村・高田村・梅村については下級の田畑が多く、西村・土師村については中級以上の田地が多かったことがわかる（文久 3 年「赤畑村・高田村・梅村・西村・土師村所持田畑高反別徳米勘定帳」高林 E-101）。18 世紀中頃に高林家が西村・土師村の土地を取得しはじめたとすると（中村（1968）317-318 頁）少なくとも西村・土師村に関しては等級（地味）のよい田地を愛好し集積した可能性がある。一方、基本的に石高と宛米高の差が大きいほど、地主徳米は多くなる。年貢諸役は、石高を基準に課せられたからである。文化 3 年 10 月時点の石高と宛米高の差を見ると、両方が判明する所有地に限った場合、赤畑村の宛米は石高の 1.17 倍（153 筆中 145 筆）高田村は 1.36 倍（51 筆中 36 筆）梅村は 1.58 倍（31 筆中 20 筆）西村は 1.45 倍（52 筆中 32 筆）土師村は 1.83 倍（全 24 筆）であった（文久 3 年「赤畑村・高田村・梅村・西村・土師村所持田畑高反別徳米勘定帳」高林 E-101）。高林家は等級のよい土地だけでなく、生産量に比して課税率が低い土地を近隣村で集積していたことになる。

以上のように、当初の目標であった「村方作付反別諸業取調帳」の分析から得られるパネルデータ化、そして高林家の小作契約選択にまで分析が及ばなかったが、本研究により、赤畑村と高林家の基礎情報を詳細に明らかにすることができた。

#### < 引用文献 >

- 泉大津市編さん委員会編（1998）『泉大津市史 第 1 巻下』泉大津市。
- 中村哲（1968）『明治維新の基礎構造 日本資本主義形成の起点』未来社。
- 萬代悠（2019）『近世畿内の豪農経営と藩政』塙書房。
- 萬代悠（2021）『畿内豪農の「家」経営と政治的役割』『歴史学研究』第 1007 号、72-84 頁。
- 萬代悠（2023）『和泉清水領の利殖と救荒』『日本史研究』第 727 号、61-90 頁。
- 森杉夫（1980）『幕領農村の貢租』黒羽兵治郎先生喜寿記念会編『大阪地方の史的研究』巖南堂書店、143-210 頁。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 萬代悠	4. 巻 727
2. 論文標題 和泉清水領の利殖と救荒	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本史研究	6. 最初と最後の頁 61-90
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 萬代悠
2. 発表標題 和泉清水領の利殖と救荒
3. 学会等名 日本史研究会近世史部会大会報告
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------